

(案)

仙台市のいじめ防止等対策に係る
検証及び検討結果報告書
(令和 2 年度事業)

令和 4 年●月

仙台市いじめ防止等対策検証会議

I はじめに

仙台市いじめ防止等対策検証会議は、仙台市及び教育委員会が講ずるいじめの防止等のための対策について検証し、及び検討を加えることにより、いじめの防止等のための対策の効果的な推進を図るため、「仙台市いじめの防止等に関する条例」（平成31年4月1日施行）に基づき令和元年8月に設置された。

令和2年度は、仙台市で発生したいじめに係る市立中学生の自死事案を検証した第三者委員会答申における再発防止策の提言のうち、令和元年度事業に反映させることが可能であった平成26年事案と平成28年事案の答申を対象に、仙台市及び教育委員会の施策に適切に反映しているかどうかを検証した。また、令和元年度に仙台市で実施されたいじめ防止等対策の中から、検証テーマを「研修」に選定し、検討を行った。

令和3年度は、第三者委員会答申のうち令和2年度事業に反映させることが可能であった平成29年事案の答申を対象に、仙台市及び教育委員会の施策に適切に反映しているかどうかを検証した。その結果、これまでこの会議で検証及び検討を行ってきた内容と概ね関連性があることを改めて確認した。また、令和2年度に仙台市で実施されたいじめ防止等対策の中から課題があると思われる事業を選定して検証を行い、当会議からの提案を検討することとした。今般、検証及び検討の結果がまとまったことから、条例の規定に基づき、以下のとおり報告する。

仙台市及び教育委員会においては、この報告の趣旨を十分に理解し、今後の施策に反映するよう努力されたい。

II 過年度における「改善に向けた方向性」への対応を受けて

第1回会議において、令和元年度及び令和2年度に市長に報告した「改善に向けた方向性」への仙台市及び教育委員会の対応状況の説明を受けた。

令和2年度報告における「研修内容等の充実」「伝達研修の工夫改善」では、いじめ防止対策に係る研修体系図を教職員に配布し、いじめ防止に関する意識や理解の向上を図っていること、また、同体系図に伝達研修を確実に実施するよう明記し、いじめ不登校対応支援チームの学校訪問において、伝達研修の成果の確認を行っていることについて説明を受けた。

一方、いじめ対応に負担を抱える教職員へのフォロー体制を構築する必要性があることや近隣学校による合同研修や連絡会の仕組みを作ること、校長ヒアリングにおける聴き取りをまとめる必要があることなど、引き続き提言の趣旨に沿った改善がなされるよう検討を求めたところである。

また、令和元年度報告における「いじめ対策担当教諭の有効活用」「いじめに関す

る情報共有」では、いじめ対策担当教諭の配置拡充を図っていることや「いじめ対策ハンドブック」を活用し、所属校種を超えて適切な引継ぎや情報共有を行うよう各学校に周知していることについて説明を受け、さらに、第2回会議において、いじめ対策担当教諭の持ち授業時間や引継ぎの方法などについて追加説明を受けた。

一方、所属校種を超えた適切な引継ぎや情報共有を行うことや、いじめ認知後の迅速かつ適切な対応について、学校訪問や研修の機会に啓発を図っているとのことであるが、学校の受け止めや対応状況を確認する必要があるなど、引き続き改善がなされるよう求めたところである。

仙台市及び教育委員会においては、いじめ事案の迅速かつ適切な対応及び教職員が子どもたちと向き合う時間の確保に向け、上記課題についての改善に引き続き努めていただきたい。

Ⅲ 検証テーマの考え方

本会議においては、令和元年度は、学校において早期にいじめを発見し、確実に対応していくための人員体制や仕組みに着目して検証を行い、令和2年度は、第三者委員会答申を受けての再発防止策として研修が最も多く掲げられていたことから、「研修」をテーマに検証を行ってきた。

仙台市及び教育委員会においては様々ないじめ防止等対策に取り組んでいるが、これまで本会議で着目してきた点やテーマとの関連性があまり高くなかった事業についても、改めて確認を行う必要があるとの認識から、令和3年度は、「いじめ防止等対策事業の総点検」をテーマとし、令和2年度に実施されたいじめ防止等対策事業について改めて確認を行い、特に課題があると思われる事業について検証及び検討を行うこととした。

第1回会議及び第2回会議において、いじめ防止等対策として取組みが不足している事業や取組みは行われているものの見直しが必要な事業はないかとの観点から、令和2年度のいじめ防止等対策事業の確認を行った。その結果、課題があると思われる事業の中から、早々に検証及び検討を行う必要がある事業として「いじめ対応等相談に係る教職員相談支援室の設置」「いじめ防止『きずな』サミットの開催」「いじめストップリーダー研修の実施」「いじめ・不登校対策推進協力校の指定」「命を大切にする教育の推進」の5つに絞り込み、検証及び検討を行うこととした。

以降は、前述の事業に関して、「事業に対する評価及び意見」と「当会議としての提案」について検討した。

仙台市及び教育委員会は、市立中学生の自死事案を検証した第三者委員会における再発防止策の提言を受け、様々な取組みを行っているところであるが、後述する提案について十分に認識し、すべての子どもが安心して学び健やかに成長できるよう、い

じめ防止等対策事業の改善及び充実を図っていくよう求めたい。

IV 検証・検討の方法

令和2年度のいじめ防止等対策事業に関する資料や、必要に応じて追加した資料に基づき、各委員が事前検討のうえで会議に臨み、会議の場において、意見交換や担当職員への質疑を行い、議論を進めた。

V 検証・検討結果について

1 いじめ対応等相談に係る教職員相談支援室の設置

【事業概要】

目的	いじめ事案等への対応、学級経営、保護者への対応等、教職員からの職務上の相談に対応する。
開始年度	平成 28 年度
実施概要	<ul style="list-style-type: none">・いじめ事案等への対応、学級経営、保護者への対応、職場の人間関係等、教職員の職務上の相談に対応（相談員：教員 OB2 名）する。どのような内容の相談でもまずは話を聞き、必要に応じて担当課と連携し対応。・電話、メール、来所による面談及び各研修等での支援等を実施。・来所による相談時間は、月曜日～金曜日（閉庁日を除く） 正午～午後 6 時。場合によっては午後 6 時を超えて相談に応じることも可能。・教職員に向けた通信「えがおで」を概ね月 1 回発出し、相談時間、相談方法について周知。
実績等	<ul style="list-style-type: none">・平成 28 年度、市教育センター内に「いじめ対応等相談教職員支援室（ほっとスペースえがおで）」として設置。・平成 29 年度、いじめ対応等も含めた教職員の相談に対応するため、名称を現在の「教職員相談支援室（ほっとスペースえがおで）」に変更。・令和 2 年度の相談件数は 41 件（前年度比 11 件減）。主な相談内容は、人間関係（児童生徒、保護者、同僚等）、業務（生徒指導、学習指導、校務分掌）、学校行事等。令和 2 年度は、新型コロナウイルス拡大防止に伴う研修会の削減等により、教育センターに来所した際の相談が減少したと考えられる。・いじめに関する相談は、平成 28 年度は、全体の相談件数 48 件のうち 1 件、29 年度は 53 件のうち 1 件であった。平成 30 年度以降は、いじめに関する相談件数は 0 件。

【事業に対する評価及び意見】

- ・課題を抱えた児童生徒への支援や学級経営、教職員との関わりなど、教職員の様々な悩みを受け止める相談窓口として機能していることは評価できる。
- ・いじめに関する市教育委員会の研修を受講した教職員が、研修内容と所属する学校の対応に違いがあり、学校のいじめの対応について疑問に思った場合、校内の上司以外の相談窓口となることから、大変重要な役割を担っているといえる。
- ・いじめに関する相談件数が年間で 0 件であることから、学校のいじめの対応に関して疑問に思った場合にも相談できることを認知されていないのではないか。
- ・授業準備や保護者対応などにより業務終了が午後 6 時を過ぎた場合にも相談しやすいように、相談時間について配慮すべきである。

【当会議としての提案】

- ・教育委員会は、いじめに関する研修の機会や毎月発行の通信などで、教職員相談支援室が学校のいじめ事案への対応について疑問を持った場合にも相談できる窓口であることや、悩みを抱えた教職員が相談しやすいように、午後 6 時を超えて相談に応じることも可能であることを改めて周知すること。

2 いじめ防止「きずな」サミットの開催

【事業概要】

目的	いじめをなくすための様々な取組を行うことにより、児童生徒のいじめ防止意識の向上と実践的取組の推進を図る。
開始年度	平成 20 年度
実施概要	・市立小中学校・中等教育学校の代表児童生徒が一堂に会し、いじめに対する課題を共有し、いじめのない学校にするために自分たちができることについて、テーマに沿って協議を行い、「いじめをなくしたい」という強い気持ちの醸成を図っている。
実績等	・平成 20 年度から、「いじめゼロキャンペーン」の一環として、各区の中の一つの地域を指定して実施していた。平成 26 年度から、全市一斉に開催。 ・令和元年度は、代表児童生徒が集まることができたため、市内小学校にライブ配信した。令和 2 年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により、代表児童生徒が集まることができなかつたためライブ配信は行わなかつた。 ・令和 2 年度は、「8 万人の児童生徒によるいじめ防止「きずな」サミット」として、全市立小中学校の児童生徒が同じテーマで話し合い活動に取り組み、行動目標を決定するなどいじめについて考える機会を設けた。 ・上記の話し合い活動に関しては、教育委員会が指導案を作成し、各学校に配布した。 ・令和 2 年度は、各学校において、サミットで作成した標語をのぼり旗により掲出し、いじめ防止の啓発を行った。 ・代表児童生徒が、サミットの内容を自校の児童生徒に伝えることとしていたが、各学校における時間の確保などについて課題があると認識。

【事業に対する評価及び意見】

- ・令和元年度以前のように代表児童生徒が参加するサミットは、学校代表として参加した児童生徒が成長する面はあると思われるが、児童生徒一人一人のいじめ防止の意識の向上を図るには、令和 2 年度に実施されたように全市立学校が同じテーマで話し合い活動に取り組むなど、児童生徒一人一人がいじめについて考える機会を設ける方が効果があるのではないかと。
- ・児童生徒が同じテーマで話し合い活動に取り組むことは、「いじめはだめだ」と理解するよい機会となる。オンラインの活用も含めて、事業の見直しを検討すべきである。
- ・児童生徒が話し合っ決定した標語をのぼり旗に書いて掲示したことで、地域住民へのアピールなど、一定の効果があったと考える。
- ・この事業に限ったことではないが、教職員が頑張っている様子を伝える仕組みがない。いじめ防止を図る上で、保護者や地域住民などに理解していただきながら連携を図ることが重要であることから、仙台市や教育委員会、各学校において広報周知を行う必要がある。
- ・仙台市のホームページを活用した広報啓発よりも、積極的にマスコミに情報を提供し、メディアからの発信を増やしていくことは、市民への広報周知の強化になるのではないかと。

【当会議としての提案】

- ・教育委員会は、オンラインの活用も含めて、児童生徒一人一人が同じテーマでいじめについて考える機会を設けるなど事業の見直しを図ること。
- ・市及び教育委員会は、児童生徒一人一人が同じテーマでいじめについて考える活動の様子や成果について、市のホームページで発信するなど保護者や地域住民をはじめとする市民に対して周知するとともに、積極的にマスコミに情報を提供し、メディアからの発信を増やすなど市民への広報強化を行うこと。

3 いじめストップリーダー研修の実施

【事業概要】

目的	生徒の主体的ないじめ防止に向けた活動を推進するため、いじめ防止対策を推進するリーダーの育成を行う。
開始年度	平成 27 年度
実施概要	・各学校において、生徒の主体的ないじめ防止に向けた活動を推進するために、市立中学校・中等教育学校の代表生徒（中学 1・2 年生から各 1 名、男女のバランスよく選出）が、市内施設で研修を行っている。 ・いじめ防止に向けた活動や意見交換を行い、リーダーとしての資質を高めている。 ・これまでの研修では、いじめ防止に向けたメッセージやロールプレイを考えて、DVD 等に撮影して各学校に送付するなど、研修の成果を各学校に伝えていた。
実績等	・令和 2 年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により実施しなかった。

【事業に対する評価及び意見】

- ・学校全体でいじめの防止に取り組むという観点からは、代表生徒が参加する研修より、各学校で生徒が同じテーマで話し合い活動に取り組むことの方が、効果があると考えられるため、代表生徒が参加する当該事業については、見直す必要がある。
- ・仮に、いじめを受けた生徒が、リーダーの生徒に相談したが改善しなかった場合、リーダーの生徒が責められるリスクがあるのではないか。いじめをストップするリーダーを育成することのリスクを重視し、この事業は中止を前提に見直すべきである。
- ・学校全体のいじめ防止に関する意識向上を図る上では、児童会や生徒会を中心とした児童生徒による取組みを重視すべきである。
- ・年 2 回、全市立学校で実施する「いじめ防止『きずな』キャンペーン」では、各学校において児童会や生徒会が中心になって独自のいじめ防止対策に取り組んでいることから、その一環として児童会や生徒会活動の中心となるいじめ防止対策のリーダー育成を各学校で実施するなど、検討すべきである。

【当会議としての提案】

- ・教育委員会は、いじめ防止対策を推進するリーダーを育成することの課題を踏まえて、代表生徒が参加する「いじめストップリーダー研修」については、事業の組み立てから見直しを図ること。

4 いじめ・不登校対策推進協力校の指定

【事業概要】

目的	市立学校におけるいじめ・不登校の問題に対する適切な指導について研究し、本市における指導体制の改善と充実に資する。
開始年度	平成9年度
実施概要	<ul style="list-style-type: none"> ・年間4校から5校を指定。指定期間は1年又は2年。 ・協力校では、「生徒一人一人が生き生きと生活できる学校の在り方」などテーマを設定し、児童生徒の実態に応じて、いじめ又は不登校対策について研究に取り組む。 ・年度末に全市立学校のいじめ対策担当教諭と不登校支援コーディネーターが参加する実践発表会を開催し、協力校の研究成果を伝えている。また、研究成果を冊子にまとめて各学校に配布し、いじめ防止対策等に生かしている。 <p><取組の内容></p> <ul style="list-style-type: none"> ・年間を通じた各学校毎の研修 ・教育委員会主催の合同研修会への参加 ・指導主事訪問 ・実践報告会での発表 ・実践報告書の作成
実績等	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめに関して研究する協力校と不登校に関して研究する協力校がある。 ・現在は、不登校傾向が見られ、教室に入ることができない生徒が利用する在籍学級外教室（ステーション）の運営に工夫しながら取り組んでいる中学校10校を指定し、すべて不登校に関する研究に取り組んでいる。 ・協力校の負担にならないように各学校の実態に応じて進めているものの、指定を希望する学校はほとんどない。

【事業に対する評価及び意見】

- ・不登校生徒にとって居心地のよい学校づくりを目指すなど、協力校における様々な取組みにより、不登校の生徒数が減少するなど成果が充実しており、高く評価できる。
- ・協力校の指定を希望する学校がほとんどないことは課題である。協力校の成果を示して呼び掛けを行うなど、工夫すべきではないか。
- ・学校長が協力校の指定を受けやすいように、いじめや不登校の対応について全市に発表できるなど目的が見える形で示す必要があるのではないか。

【当会議としての提案】

- ・教育委員会は、協力校における研究の成果を示したり、自校の研究成果を全市に発表できることを示すなど、学校長が協力校の指定を受けやすいように工夫改善し、事業のより一層の充実を図ること。

5 命を大切にしている教育の推進

【事業概要】

目的	自死予防教育推進協力校の実践を踏まえ、各教科等との関連性や系統性に配慮した「仙台版 命と絆プログラム」を、市立学校に配付するとともに活用の推進に努める。
開始年度	平成 29 年度
実施概要	・各学校の担当者を対象に、命を大切にしている教育の必要性や推進に当たっての留意事項等の合意形成のための研修会を行い、学校現場の理解を深める。
実績等	・平成 29 年度から 3 年間、協力校として 2 校を指定し、各教科、道徳等の中で命に関わる単元について年間指導計画の見本を作成したり、命を大切にしている授業につながる授業実践を行った。 ・令和 2 年度に、名称を「自死予防教育」から「命を大切にしている教育」へと改めた。 ・令和 2 年度に、協力校の成果をまとめた「仙台版 命と絆プログラム」を全市立学校に配付した。 ・令和 2 年度からは、協力校の成果をまとめた手引き（「仙台版 命と絆プログラム」）をもとに、全市立学校で命を大切にしている教育に取り組んでいる。 ・令和 4 年度には、実践事例を各学校から集めてさらなる充実を図る予定である。

【事業に対する評価及び意見】

- ・協力校における様々な取り組みの成果がまとめられ、全市立学校に還元されていることは評価できる。
- ・「仙台版 命と絆プログラム」に関する授業実践例は、発達段階に応じて掲載されているため、現場で活用しやすいものとなっている。
- ・「仙台版 命と絆プログラム」に関する授業実践例を参考に、各学校で取り組んだ授業実践をネットワーク上に掲載し、教職員が互いに閲覧できるようにするなど、「命を大切にしている教育」について学ぶことができる場を設ける必要があるのではないかと。
- ・仙台市の児童生徒が、命と向き合うということを学んでいくことを構築したよい試みであり、保護者や市民に周知すべきものである。

【当会議としての提案】

- ・教育委員会は、「仙台版 命と絆プログラム」に関する授業実践例を参考に、各学校で取り組んだ授業実践をネットワーク上に掲載し、教職員が互いに閲覧できるようにするなど、「命を大切にしている教育」について学ぶための仕組み作りについて検討すること。
- ・仙台市及び教育委員会は、各学校における「命を大切にしている教育」の推進に関する様々な取り組みを仙台市のホームページで発信するとともに、マスコミにも情報を提供し、メディアからの発信を増やすなど、保護者や地域住民をはじめとする市民に対して広報周知を行うこと。

VI 会議の開催状況

令和3年	8月 6日 (金)	第1回会議
	10月18日 (月)	第2回会議
	11月11日 (木)	第3回会議
	12月 6日 (月)	第4回会議
令和4年	1月 7日 (金)	第5回会議

VII 委員名簿

会 長	氏家 靖浩	(仙台大学教授)
副 会 長	庄司 智弥	(弁護士)
委 員	鳩原 淳子	(仙台市立鶴谷小学校校長)
委 員	古川 直磨	(公認会計士)
委 員	本図 愛実	(宮城教育大学教職大学院教授)

※委員の任期：令和5年7月31日まで